

# 国指定の伝統工芸品へ6 秩父銘仙こぼれ話

これまでは、江戸時代の話をしてきましたが、いよいよ「銘仙」が生まれる明治時代に入ります。

明治40年、関東の5大産地では銘仙の生産でしのぎを削っていました。東京高等工業学校（現東京工業大学）の在学中に特許の重要性を学んだ秩父の坂本宗太郎氏が伊勢崎、足利に先んじて「解し捺染」の技術特許を取得したのです。これは、生産量が1位だった伊勢崎に大きな衝撃を与えるものでした。たて糸を仮織して、模様を染めて（捺染）、それを解しながら織るという製造法は秩父の特許でしばらく独占の制約を受けました。

足利は大正2年に、伊勢崎は大正4年にそれぞれ工夫して銘仙の製法特許を取得しています。伊勢崎はたて糸、よこ糸に捺染する併用緋の模様銘仙を得意とし、足利も独自性を出すために、よこ糸に部分的に摺りこみのピンポイント模様を入れる部分併用緋を開発しています。

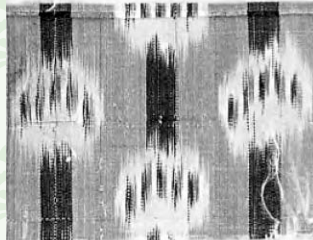
実は、このたて糸に模様を付けてからよこ糸で織るという技術は日本の明治時代を100年ほどさかのぼる18世紀のフランスのリヨンで王侯貴族のために織られていた「シネ・ア・ラ・ブランシュ」という織物が原型であることはあ

まり知られていません。模様が薄くかすれた柔らかさは模様銘仙の原型といえる美しさがあります。

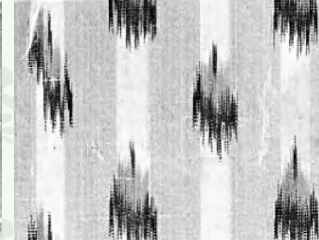
縞や格子など小さな模様が主力であった秩父の織元は、フランスの織物を研究していたのでしょうか？ 他産地に先駆けて模様銘仙の技術を確立していったのです。

秩父銘仙は花や植物柄が得意で御茶ノ水女学校や学習院の制服に採用されました。伊勢崎はたて糸よこ糸でくつきりとした柄、足利は幾何学的な抽象柄というように各産地で競争しながらも、デザインの独自性を出すように工夫していました。

今まで地味な縞や緋柄を着ていた日本の若い女性が一気に華やかのようにファッションに目覚めたのは、まさに銘仙の織元（秩父では機屋と呼ばれることが多いようです）の力によるものなのです。



シネ・ア・ラ・ブランシュ



大阪樟蔭女子大学研究紀要第2巻より

埼玉県産業技術総合センター 製品開発支援担当 影山和則

## 中小企業者の皆さんへ 融資制度をご利用ください！

※融資利率等は改定される場合がありますので、申し込み前に必ずご確認ください。☎商工課☎25-5208

中小企業振興資金（秩父市ハイパワー資金）	
【取扱金融機関】 商工中金熊谷支店および、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、足利銀行、東和銀行の各秩父支店	
資金用途	運転資金・設備資金（借入金の返済、税金の支払いは対象外となります。）
主な申込要件	①市内に店舗、工場もしくは事業所（法人の場合は本社）を有している、または新たに有しようとしていること ②市税を完納していること ③本制度による融資を過去に受けている場合は、その融資を完済していること
融資限度額	運転、設備合わせて2,000万円
利率	融資実行時の長期プライムレートと同率 ※利率の2分の1を限度として、融資額に対する年1%分の利子を市が予算の範囲内で補助します。 (平成28年3月末現在の長期プライムレート0.95%)
融資期間	運転5年以内・設備7年以内（いずれも据置6か月以内）
担保	必要に応じて
保証人	【商工中金】原則1人以上 【他の金融機関】協議による
信用保証	【商工中金】必要に応じて 【他の金融機関】原則必要
実際にご負担いただく利子 ①融資実行時の長期プライムレートが2.5%の場合… 2.5% - 市補助分1% = 1.5% ②融資実行時の長期プライムレートが1.2%の場合… 1.2% - 市補助分0.6%（利率の1/2を限度） = 0.6%	

小口融資制度・特別小口融資制度		
【取扱金融機関】 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、足利銀行、東和銀行、埼玉信用組合の各秩父支店		
名称	小口融資制度	特別小口融資制度
主な申込要件	①継続して1年以上市内に住所および事業所（法人の場合は本社）を有し、かつ、同一事業を営んでいること ②市税を完納していること ③許認可等が必要な業種の場合、有効な許認可等を受けていること	左記に加えて ①常時使用する従業員が20人（商業、サービス業は5人）以下であること ②本制度による保証の他に埼玉県信用保証協会の保証を付した借入金のないこと ③市・県民税の所得割（法人は法人税割）があること
融資限度額	運転、設備合わせて1,000万円	
利率	年1.75% ※市で行う利子補給制度の対象となります。各事業所に対し、年間支払利子の20%（日本政策金融公庫の国民生活事業融資制度と合わせて上限10万円）を市が予算の範囲内で補助します。 20%の利子補給を受けた場合、実際に負担する利率は1.4%です。	
融資期間	運転5年以内（据置6か月以内） 設備7年以内（据置12か月以内）	
担保	必要に応じて	
保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者	
信用保証	年0.45%～1.59% (埼玉県信用保証協会の審査により決定)	年0.7%～0.8% (埼玉県信用保証協会の審査により決定)
当初契約とおりの融資期間内に完済すると、信用保証料の全額を市が補助します。		

たばこのポイ捨て・歩きたばこは止めましょう！

たばこは喫煙所で！ 携帯灰皿といっしょにマナーと良心を携帯しましょう